

令和3年度和歌山市子ども・子育て会議委員からの意見等一覧及び回答について

第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

・資料について

委員からの指摘事項	回答
計画の基本目標の資料掲載について	<p>本計画では、基本理念を「みんなで子育て 子どもが健やかにきらきらと育つまち 和歌山市」とし、次の6つの基本目標に基づいて施策（全156施策）を進めています。（別添参照）</p> <p>①子供の健やかな成長を支える母子保健事業の充実 ②子育てしやすい環境整備の充実 ③就学前教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の充実 ④様々な家庭への支援の充実 ⑤子供・若者の育成支援の充実 ⑥子供の貧困対策の充実</p> <p>次回からは資料に基本目標を掲載いたします。</p>

・（1）子ども・子育て施策の展開（計画第4章部分）進捗状況について

施策番号	施策名	委員からの質問内容	回答				
2	不妊対策事業 (地域保健課)	<p>【今後の方向性】について、3.見直し(検討)とあるが、どのような方向で見直されることとなるか。</p> <p>不妊対策事業について、国も後押ししている背景がある。その背景を勘案して、「見直し」が縮小となっていくのか、またはやり方等を変更して充実の方向となっていくのかについて教えてほしい。</p>	<p>現在、不妊治療費の助成は特定不妊治療（体外受精、顕微授精及び男性不妊治療）と一般不妊治療（特定不妊治療を除く治療及び不育症検に対する治療、検査）を行っています。国は令和4年4月1日から特定不妊治療費を医療保険適用にする方針のため、特定不妊治療費にかかる助成は廃止する予定です。しかし、令和4年3月31日に治療を開始し、令和5年3月31日までに治療終了した方については、令和4年4月1日以降も1回の治療に限り助成します。そのため、不妊治療費の医療保険適用に伴う変更であり、縮小ではありません。一般不妊治療については、今後も助成を継続します。</p>				
15	予防接種 (保健対策課)	<p>実績について、新型コロナの影響を受けての実績となっていると思われるが、【予防接種率】の直近の実績について教えてほしい。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和3年12月末の予防接種率（単位：％）</td> <td>日本脳炎ワクチンの供給不足の影響で日本脳炎ワクチンの接種率が低下している。12月供給量回復の通知を受けて1月に接種勧奨を実施した。また、3月の「子ども予防接種週間」に対象者及び医療機関等の関係機関に接種勧奨を実施。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70.5%</td> <td></td> </tr> </table>	令和3年12月末の予防接種率（単位：％）	日本脳炎ワクチンの供給不足の影響で日本脳炎ワクチンの接種率が低下している。12月供給量回復の通知を受けて1月に接種勧奨を実施した。また、3月の「子ども予防接種週間」に対象者及び医療機関等の関係機関に接種勧奨を実施。	70.5%	
令和3年12月末の予防接種率（単位：％）	日本脳炎ワクチンの供給不足の影響で日本脳炎ワクチンの接種率が低下している。12月供給量回復の通知を受けて1月に接種勧奨を実施した。また、3月の「子ども予防接種週間」に対象者及び医療機関等の関係機関に接種勧奨を実施。						
70.5%							
21	5歳児相談事業 (地域保健課)	<p>実績について、新型コロナの影響を受けての実績となっていると思われるが、【個別相談件数】の直近の実績について教えてほしい。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和4年1月末の個別相談件数（単位：件）</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響なし。精査して実施しているため減。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">146件</td> <td></td> </tr> </table>	令和4年1月末の個別相談件数（単位：件）	新型コロナウイルス感染症の影響なし。精査して実施しているため減。	146件	
令和4年1月末の個別相談件数（単位：件）	新型コロナウイルス感染症の影響なし。精査して実施しているため減。						
146件							

22	妊産婦・乳幼児の食育の推進 (地域保健課)	実績について、新型コロナの影響を受けての実績となっていると思われるが、 【栄養相談・栄養指導者数】【乳幼児健診での情報提供実施回数】【両親教室・妊婦教室実施回数】の直近の実績について教えてほしい。	令和4年1月末の栄養相談・栄養指導者数(単位:人)	4か月児、10か月児、1歳6か月児健診については、集団指導が中止となっており、個別相談として対応。
			1,133人	
			令和4年1月末の乳幼児健診での情報提供実施回数(単位:回)	新型コロナ感染拡大防止のため、4か月児健診、10か月児健診は、R3年5月～R4年3月まで医療機関での個別健診を実施。
			・4か月児健診8回・育児相談会36回 ・10か月児健診8回・育児相談会36回 ・1歳6か月児健診78回 ・3歳児健診77回 ・2歳6か月児歯科健診40回	個別健診の案内送付時に、パンフレットを同封。また、子育てや栄養、歯科等に関する相談については、各保健センターで相談会を実施。(月1回・予約制)
		令和4年1月末の両親教室・妊婦教室実施回数(単位:回)	妊婦教室:新型コロナ感染拡大のため実施見合わせ。希望者には個別相談として実施。	
		妊婦教室:0 両親教室1月末4回(57組 113人)	両親教室については、令和3年度は6月に2回、10月に2回開催できたが、1月に予定していた分はコロナの影響で実施できなかった。(沐浴・妊婦体験のみ実施・人数制限)	

・(2) 新たな取組一覧表について

事業名	委員からの質問内容	回答
お見合い応援プロジェクト～あなたの出会い応援します!～ (子育て支援課) 【主な事業内容】 結婚期から切れ目のない支援として、結婚を望むが出会いの機会が少ない市民に、地域で出会いの場を提供してきた世話人同士が連携して、お見合い型の出会いの場を提供する。	和歌山市の生涯未婚率がわかる資料があれば提示してください。	和歌山市の生涯未婚率(50歳時の未婚割合。45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均)を令和2年国勢調査をもとに子育て支援課で算出しました。 ○全体:21.2% ○男:25.2% ○女:17.5% ※未婚率:(未婚者数)/(人口(外国人含む))*100
子ども家庭総合支援拠点の強化事業(小児精神科医等によるアドバイザー事業) (こども総合支援センター) 【主な事業内容】 本市の子供を虐待から守る体制の強化のために支援を必要とする児童(発達障害児等)への対応に苦慮している保護者に医学的な知見を元に助言を行うことで虐待を未然に防止し、また、虐待を受けた影響で愛着障害を有する児童が増え、対人関係の中で問題が生じたり、自傷行為、摂食障害等の課題を抱えていることから、小児精神科医等より助言を得ることによって早期に医学的なアプローチに繋げるとともに、相談援助の充実を図る。	現状・進捗はどうなっていますか。	R3年4月～R4年1月に42件を検討。 現在、医師より助言を受けるところで終了しているところがあり、助言を受けたケースについて進捗状況を振り返ることができていない。今後は助言を受け、支援内容を変更した上で家庭や子どもにどのような変化があったのか、さらに今後どのような支援が必要なのか等を検討していけるような事業の展開をしていきたい。

第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画の基本目標及び施策体系について

計画基本目標		施策番号	子ども・子育て会議 資料1 該当ページ
1 子供の健やかな成長を支える 母子保健事業の充実	(1)母子の健やかな心と身体の育成支援の充実	1～21	P.2～P.6
	(2)食育の推進	22～24	P.6、P.7
	(3)周産期・小児医療体制等の充実	25、26	P.7、P.8
2 子育てしやすい環境整備の充実	(1)子育ての不安感や負担感をやわらげる支援	27～34	P.8～P.9
	(2)子育て中の保護者の孤立防止と仲間づくりの推進	35、36	P.10
	(3)地域における子育て支援	37～40	P.10、P.11
	(4)経済的な支援	41～49	P.11～P.13
	(5)男女共同参画の推進	50～54	P.13、P.14
	(6)子育てと仕事の両立支援	55～59	P.15
3 就学前教育・保育事業と地域 子ども・子育て支援事業の充実	(1)子育て支援事業に関する情報提供の強化	60、61	P.16
	(2)教育・保育事業の充実	62～65	P.17、P.18
	(3)地域子ども・子育て支援事業の充実	66～74	P.18、P.19
	(4)子ども・子育てに関する相談支援と事業の利用支援	75	P.20
4 様々な家庭への支援の充実	(1)ひとり親家庭への支援	76～86	P.20～P.23
	(2)障害のある児童とその家庭への支援	87～96	P.23～P.25
	(3)海外にルーツを持つ子供とその家庭への支援	97～100	P.25、P.26
	(4)子供の虐待の早期発見と防止対策の充実	101～104	P.26、P.27
5 子供・若者の育成支援の充実	(1)子供の人権擁護	105～107	P.27
	(2)家庭と地域の教育力の向上	108～112	P.28、P.29
	(3)生きる力を養う教育環境の充実	113～134	P.29～P.34
	(4)子供・若者の健全育成体制の充実	135～140	P.34～P.36
	(5)ひきこもり対策支援や相談体制の充実	141～143	P.36
	(6)若者の就労支援対策の充実	144、145	P.37
	(7)思春期からの健康づくり	146～149	P.37～P.39
	(8)次代の親育成の推進	150	P.39
6 子供の貧困対策の充実	(1)教育の支援	151～153	P.39、P.40
	(2)生活の支援	154、155	P.40
	(3)保護者の就労の支援	156	P.40
	(4)経済的支援	再掲のみ	

参考資料

幼児教育・保育部会（議題：医療的ケア児について）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（一部抜粋）

（保育所の設置者等の責務）

第六条 保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下同じ。）の設置者、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所又は学校教育法第一条に規定する幼稚園であるものを除く。以下同じ。）の設置者及び家庭的保育事業等（児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この項及び第九条第二項において同じ。）を営む者は、基本理念にのっとり、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

2 放課後児童健全育成事業（児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下この項及び第九条第三項において同じ。）を行う者は、基本理念にのっとり、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

（保育を行う体制の拡充等）

第九条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して保育を行う体制の拡充が図られるよう、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項の仕事・子育て両立支援事業における医療的ケア児に対する支援についての検討、医療的ケア児が在籍する保育所、認定こども園等に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 保育所の設置者、認定こども園の設置者及び家庭的保育事業等を営む者は、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師（次項並びに次条第二項及び第三項において「看護師等」という。）又は喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条第三項において同じ。）を行うことができる保育士若しくは保育教諭の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 放課後児童健全育成事業を行う者は、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。